

## 第89回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成30年10月15日（月）10：00～12：10

2 場 所 総務省第2庁舎7階 中会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、西郷 浩

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科 教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行  
東京都、神奈川県

【調査実施者】

統計局統計調査部消費統計課：阿向 泰二郎 課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官  
ほか

4 議 題 全国消費実態調査及び家計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは定刻となりましたので、ただ今から、第89回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。この部会の部会長を務めさせていただきます、東京大学の白波瀬です。よろしくお願いいたします。

本日は、9月28日に開催されました第126回統計委員会におきまして、総務大臣から諮問されました、全国消費実態調査及び家計調査の変更について審議を行います。

部会の構成につきましては、参考1として名簿をお配りしておりますけれども、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃいます嶋崎委員と、今日は御欠席ですが永瀬委員のほかに、この度の審議では、西郷委員にも特別に参加していただきますので、よろしくお願いいたします。

また、専門委員といたしまして、2名の専門委員に御参加をお願いしております。まず、埼玉大学教育学部教授の重川専門委員、よろしくお願いいたします。現在、お見えになっていませんが、もうお一方は東京大学大学院経済学研究科教授の川口専門委員でいらっしゃいます。

今申し上げましたけれども、永瀬委員は今日御欠席です。

それではまず、重川専門委員から簡単に御挨拶をよろしくお願いいたします。

**○重川専門委員** おはようございます。埼玉大学の重川と申します。学部としては教育学部なのですが、その中の家庭科の中で家庭経済あるいは生活経営というのを担当しております。主に、家計調査とか全国消費実態調査をユーザーとして時々利用させていただいております。よろしくお願いいたします。

**○白波瀬部会長** よろしくをお願いいたします。では川口専門委員。

**○川口専門委員** 東京大学の川口と申します。どうかよろしくお願いいたします。

**○白波瀬部会長** よろしくをお願いいたします。専門的な見地から積極的に御発言をいただきますと、大変幸いです。

また、本部会では、オブザーバーといたしまして、東京都と神奈川県の方にも御出席をいただいております。調査結果を利活用する側の立場として、また、これまで実際に調査を担ってきていただきました経験から、本調査の実施に当たって留意すべき事項等ありましたら、御遠慮なく積極的に御発言をいただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様、よろしくお願い致します。

まず、本日の配布資料につきまして、事務局から紹介をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** 本日の配布資料につきましては、議事次第にあるとおり、資料1として委員会諮問時の資料一式をお付けしております。また、資料2が、本件についての審議状況、論点などを事務局でまとめた審査メモ、資料3が、審査メモの中で示した論点に対する調査実施者である総務省統計局からの回答となっております。また、参考資料として、参考1が、今回の委員会に参加していただいている委員の名簿、参考2が、部会のスケジュールとなっております。また、資料番号は付していませんが、本日の部会の座席図、出席者名簿、さらにそれとは別に、9月28日の統計委員会において諮問した際に、出席された委員長及び委員からの御発言について、要旨を1枚まとめております。

以上ですが、資料に不足等ありましたら、事務局までお申し出ください。

事務局からの説明は以上でございます。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。

審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げたいと思います。1点目は、審議の進め方です。審議はいつもと同じ、資料2の審査メモに沿って、事務局から審査状況と論点を説明していただき、各論点に対する調査実施者からの回答の後、審議を行うという形で進めます。

2点目は、参考2で示しております審議スケジュールについてです。今回の諮問につきましては、本日を含めて計3回の部会審議を予定しております。部会での審議状況につきましては、統計委員会に逐次報告する予定です。この3回の部会において一通りの審議を終えまして、答申案の最終的な構成等について基本的な御了解が得られましたら、答申案については、後日メール等によって皆様方にお示しし、書面決議により決定するなど、効率的に審議を進めたいと考えております。また、答申案については、12月17日月曜日に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えておりますので、御協力をお願いします。これはあくまでも予定です。なお、3回目の部会で一通りの審議が終了しなかった場合には、大変恐縮ではございますけれども、予備日として設定しております12月3日月曜日に4回目の部会を開催させていただくことも考えています。この4回目につきましては、審議の進捗状況を見ながらということになります。皆様に御協力していただき、審議をしっかりとすることが大切ですので、それは適宜判断をさせていただきたいと思っております。

最後に3点目ですけれども、本日は12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もございます。そのような場合には、御予定のある方は、御退席していただいて結構です。

では、以上、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。まず、諮問の概要についてですけれども、これについては、既に、各委員及び専門委員の皆様、事務局から個別に説明していただいているとのことです。審議を効率的に進めるため、この場での説明は割愛させていただきます。

一方で、統計委員会に諮問した際、委員長や委員から御発言がありました。これについて、事務局から紹介していただき、情報共有させていただきたいと思っております。

**○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、私の方から、統計委員会の際に委員長と委員の方々から出された御意見について、簡単に説明させていただきます。こちらの、席上配布しております1枚紙の資料です。

まず1点目ですが、年間可処分所得の把握についてです。この全国消費実態調査につきましては、税金とか社会保険料の毎月の支払い状況から、月々の可処分所得は直接算出可能となっております。しかし、年間の可処分所得は調査事項等では把握しておらず、利用者が推計しないとならないので、過去1年間の税金とか社会保険料の支払い状況を把握できる調査事項を追加できないか、というのが北村委員から出された意見でございます。こちらにつきましては、統計局の方で検討し、調査世帯に相当な負担をお願いすることになります。今回は把握を見送って、年間の可処分所得を推計により算出し、提供したいと考えております、という回答でした。

2点目ですが、家計調査の対象世帯に対しまして、今回新たに家計調査世帯特別調査票というのを追加して配布する予定にしておりますので、家計調査の対象世帯にとって、報告者の負担増になるのではないかとというのが、野呂委員から出された御意見でございます。こちらにつきましては、家計調査の対象世帯における負担の増加についても、家計調査の結果の活用による、これは精度向上にもつながりますので、これと相反しますけれども、負

担軽減と合わせて部会の中で御審議していただきたいということになっております。

3点目でございますが、諮問の概要を統計委員会でも御説明させていただきました。こちらにつきましては、調査事項の改廃、こちらが概要ということで記載は少なかったのですが、変更の理由をもう少し説明してほしいと。これは野呂委員から出された御意見でございます。こちらにつきましては、概要ですので概略のみ記載しましたが、部会ではきちんと調査事項の変更等、丁寧に審議させていただきたいと回答をさせていただいております。

4点目、これは耐久財等調査票を今回廃止するという予定なのですが、このデータを他の統計調査、例えば内閣府がやっております消費動向調査、これの結果により代替できるかどうかというのは、慎重に議論していただきたい、これは河井委員から出された意見でございます。この件については、部会できっちり審議する予定にしておりますが、耐久財等調査票は、かなり負担にもなるということもあって、廃止ということなのですが、その理由を、調査実施者、統計局の方から十分に御説明いただいた上で御審議したいと考えています。この結果につきましては、来月以降の統計委員会において御報告させていただきたいと思っております。

最後に、西村委員長から、今回の全国消費実態調査の変更について、このような意見が出されております。所得の格差などを示すジニ係数や、相対的貧困率の作成など、政策ニーズに密接に関連する重要な統計であります。その精度向上が、今、強く望まれている。その一方で、報告者や地方公共団体、調査員の負担軽減、抑制にも配慮していくことが必要です。今回の変更は、これらの課題に積極的に対応するため、調査方法等の大幅な見直しを計画しているものであり、部会においては、変更内容が課題解決に当たって十分なものとなっているか、提供する情報が利用者ニーズに合致したものか、などの観点から十分に審議してもらいたいという発言がありました。

以上、御意見の紹介をさせていただきました。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。委員会で示されました御意見につきましては、これから進める個別審議の中で併せて確認したいと思っておりますが、この時点で特段の御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。では、適宜個別審議の中でということで、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2の審査メモに沿って、個別の審議に入りたいと思っております。始めに、審査メモの1ページの「ア 調査目的の変更・調査体系の再編」について、事務局から説明をお願いいたします。

**○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、審査メモの1ページを御覧ください。個別の審議事項に入ります前に、今回の全国消費実態調査及び家計調査の変更に関して、全体の概要について簡単に説明させていただきます。

平成31年に実施する全国消費実態調査については、これまで資産項目や年間収入、それと単身世帯の精度向上が求められてきました。その一方で、報告者や実査機関における負担軽減に対する対応も求められています。こうしたトレードオフの関係にある課題を解決するため、1ページに記載しておりますとおり、調査体系、報告者数、調査事項、調査方

法等について、抜本的に見直すことを計画しております。また、これらの変更に合わせて、本調査と同時期に実施する家計調査における一部調査事項を変更するとともに、家計調査のデータを活用するという全体計画です。

それでは、具体的にまず、変更内容（１）のＡですけれども、「調査目的の変更・調査体系の再編」について、私の方から説明させていただきます。先ほど説明したとおり、本調査の課題としては、資産項目や年間収入の精度向上、報告者負担の軽減など幾つかありますが、これらの課題を解決するために、まず全体の調査体系の再編・見直しを行うこととしております。

２ページ目の表の１－１を御覧ください。ここで示しますとおり、従来の甲調査、これを基本調査と簡易調査に分けて、調査票を４種類から３種類に再編するとともに、報告者負担を軽減するため、耐久財等調査票を廃止することとしております。あともう１つの、従来の乙調査についてでございますが、表１－２で示すとおり、家計簿Ｃを使った家計簿調査を廃止し、個人収支簿を使った個人収支状況調査のみの調査としております。

さらに、本調査と同時期に実施する家計調査の家計簿等のデータを本調査に活用するため、本調査で把握する世帯とか収入に関しての調査事項のうち、家計調査では把握していないものにつきましては、家計調査世帯特別調査というものを新設し、家計調査の調査対象世帯の一部を対象に調査を実施することとしております。

これらの調査体系の再編・見直しは、本調査の課題解決のための対応であり、おおむね適当なものと考えられますが、この全体の再編見直しによる効果とか、見直しの方針等の観点から論点を提示させていただいております。

事務局からは以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。各論点に対する説明をよろしく願います。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局統計調査部でございます。委員の方々、どうぞよろしくお願いいたします。私からは、資料３の総務省統計局説明資料、これと、その後ろに付いております、参考ポンチ絵がございます。それから後ほどの説明の方では、私どもから申請しています、申請資料、資料１－２の別添１と、この３点を中心に説明をさせていただきます。

それでは、資料３の総務省統計局説明資料の表紙をめくっていただきまして、１枚目を御覧ください。頂戴しております論点として、課題の認識の質問を頂戴してございます。課題認識につきましては、今回の調査の見直し・設計の根幹ともいえる問題認識として、我々、強い危機意識を持っているものです。委員、関係者の皆様方にも共有いただければと考えています。

課題として認識しておりますのは、大きく３点ございます。１点目が、世帯構造の変化でございまして、御承知のとおり、近年、単身世帯が増加しておりまして、世帯比率は急激に上昇してございます。今や３分の１は単身世帯という状況になってきています。政策的にも、生活保護受給世帯の８割が単身世帯という状況でもありますし、単身世帯の家計実態の把握というのが重要性を増してきているという状況でございまして、これまで、家計

統計につきましては、二人以上の世帯が統計表章のメインターゲットでしたが、もちろんそれも重要なのですが、単身世帯を含めた総世帯へと、家計統計の対象の充実を図る必要があると認識しているところです。

なお、単身世帯の標本規模ですが、標本全体の約8%というのが従来でして、こちら、参考のポンチ絵にしていますが、2ページ目に記載しています。単身の標準誤差率ですけれども、消費支出、一番精度が良いのですけれども、単身で全国でも1.5%ということになっておりまして、都道府県では最大10.0%という状況でございます。貯蓄、負債に至りましては、更に大きな状況となってございまして、先ほどのとおり、総世帯、単身世帯の統計の充実、それから精度向上といったものを行っていく必要があると。そのためには、単身世帯の標本拡充が必須の課題と認識しているところです。

2点目が、所得・家計資産の統計精度向上・充実です。先ほども紹介がありましたが、ジニ係数や相対的貧困率など、所得分布に関する統計が政策立案・遂行上、重要性が非常に増してきている状況です。他方で、高齢化が進展している中におきまして、資産分布は所得以上に拡大している状況にあります。所得はもとより資産・負債の保有状況を考慮する必要がありますが、OECDなどでは貧困指標として最近では資産保有状況も加味したものも出てきているところです。こうした中で、私どもも、この資産状況、負債状況をしっかりと把握していく必要があると思っておりますが、資産の分散は、先ほど見ていただきました、参考の2ページのように、消費と比べて格段に大きいものがありますので、その精度向上を図るためには大規模な標本拡大が必要というものです。

以上、統計の精度充実・向上の論点、課題を申し上げさせていただきましたが、一方で、実施面に関しましては、調査実施の継続性、それからフィジビリティの確保というのが現実的に極めて深刻な問題となってきているところでございます。この調査、忌避感が大変強くて、記入負担も大変大きいものでございます。調査世帯の確保は非常に困難度が増してきている状況でございまして、調査世帯の当初抽出の回答割合というものは大きく低下してございます。

先ほどの参考のポンチ絵の3ページ御覧いただきますと、グラフにその推移を示してございます。上にありますのが、青のグラフが二人以上の世帯、下の赤いグラフが単身世帯でございまして、2つございますけれども、右側のグラフ、上下ともですが、最初に抽出された世帯が御回答いただいている割合でございまして、昔に比べますとどんどん落ちてきてございまして、二人以上の世帯、直近でも70%という状況で、単身世帯はそれを下回りまして、もう60%台に落ちてきてございます。

この5年後に行います来年の調査、もっと落ちてくることが考えられまして、他方で、そのために、裏側になりますが、調査員は1世帯確保するために平均的に何世帯回らなければいけないかというのが左側のグラフでございまして、二人以上の世帯で、直近では2.95世帯、単身世帯では3.60世帯となっておりますので、確保している調査世帯以上に、調査員はかなり多くの世帯を回らなければいけない。あくまでも平均でございまして、非常に多いところは、この何倍もの数を回らないと世帯が確保できないという状況になってきてございまして、非常に負担が大きくなっているのもさることながら、このグラ

フから見ていただいて推測いただけますとおりに、統計精度上はいわゆる標本選択のバイアス、セレクションバイアスが增大してくることが懸念されまして、非標本誤差としての統計精度にも影響してくるというものでございます。

実施面につきましては、説明資料の2ページの上の方に移らせていただきましたが、この調査を引き受けていただける調査員がなかなかいませんで、登録調査員でも敬遠されている状況でございます。市町村におかれましては、調査員の確保が非常に厳しいという状況の中で、何とかこの調査を見直してほしいというのは、毎年、事後報告会、地方からの要望として頂いているところでもございます。また、全国的に地方の統計機構、人員削減が続いている状況にございまして、従来そのままでは調査体制の維持も難しいというところでもございますので、調査実施の継続性、フィジビリティの確保を考える上では、将来も見据えて、調査のあり方を見直すことが必要であるというように考えてございます。

以上は、長年私どもこの担当しております、全国消費実態調査が抱えております問題でございまして、回を重ねるごとに深刻化している状況でございます。いずれも時間が解決してくれるというものではなくて、むしろ深刻さが更に急激に増してくることが懸念されるところでございます。このため、今回、私ども、消費統計研究会というのを開催いたしまして、有識者とともに見直しの方向性を探ってきたところでございます。

整理しましたのが、次のbということになってまいります。次回の全国消費実態調査におきましては、統計精度の維持・向上、それから調査世帯の負担軽減と非標本誤差の是正・抑制、さらには調査事務の減量・効率化という3点から調査の方法を見直す方針としているところでございます。

具体的には3点ございます。まず1点目は、単身世帯の標本規模の拡大でございます。総世帯、それから単身世帯の統計精度の向上を図っていくということで考えてございまして、このために、調査単位区から抽出いたします単身世帯を倍にするという措置をとってございます。また、これまで別集計としてございました単身世帯のモニター調査につきまして、集計用データとして統合して全体の精度も上げていくような方向で研究を進めていきたいと考えてございます。

2点目でございますが、所得・家計資産の精度向上でございます。こちらにつきましては、調査票に家計簿を含める基本調査、それから家計簿を含めない簡易調査の2つの調査区分で実施します。ロング・ショートフォーム方式を導入していきたいと考えてございまして、家計簿の調査から、年収・貯蓄等調査票を切り離しまして、その部分の標本規模を拡大して、所得・家計資産の精度向上を図ろうと考えているところでございます。

3点目が、報告者負担の軽減と調査事務の減量・効率化でございます。以上、先ほど申しました2点、精度向上のために標本規模の拡大を申し上げてございますが、リソースが必要でございまして、このリソースという意味でも、報告者の負担の軽減や調査事務の減量といったことを合わせて考えているものでございます。具体的には、家計簿の記入期間を3カ月から2カ月に短縮ということが1つございます。それから、時系列比較がなかなか適せず、必要性も低くなってきてございます、耐久財の調査票の廃止。そのほか中身としましては、無記名回答、それから調査項目の改廃、さらには家計調査で導入いたしまし

たが、レシート読取機能を実装し、オンライン家計簿を導入しまして、調査世帯における調査票の記入方法をより簡略にしていきたいと考えております。さらには、調査事務、それから精度とも関係しておりますが、家計調査の調査世帯約 6,000 世帯を、この全国消費実態調査の調査世帯として組み込みまして、報告者負担の軽減、それから統計精度の維持、さらには調査事務の合理化・省力化を図っていきたいと考えてございます。

改めてこの全体像、概観を確認いただきたいと思いますが、参考、ポンチ絵の方の 5 ページ目を御覧いただきたいと思います。従前、甲調査と申し上げておりますのが市町村調査と書いてございます。市町村の調査と都道府県に行ってください都道府県調査と、それから民間に委託します民間委託調査、この 3 体系で調査が系統としては成り立ってございまして、市町村調査が先ほどの説明でありましたように、基本調査と簡易調査の、ロングフォーム、ショートフォームに分かれてございます。都道府県調査が、家計調査の特別調査と、それから従前乙調査としておりました、個人収支状況調査の 2 つがございまして、そして、別集計としておりました单身モニター調査が民間委託の調査となっております。

こちらが、調査票との関係で、どのような統計として体系を考えているかというのが、次の 6 ページを御覧いただければと思います。統計としましては、集計体系を大きく 3 つ考えてございまして、赤で枠囲みしてございます、家計総合集計体系、これが従前の全国消費実態調査と同様な考え方を持っている集計体系でございます。これに新しく、緑色の所得資産集計体系、所得や資産の精度向上を図る集計体系でございます。それから従前もございましたが、オレンジ色の個人収支集計体系というものでございます。

家計総合集計体系の中でございまして、基本調査のロングに单身モニター 2,000 世帯が加わり、更に家計調査 6,000 世帯が加わりまして、全部合わせまして統計としましては、4 万 8,000 世帯の標本規模で考えてございます。所得・資産につきましては、これに簡易調査の 4 万 4,000 世帯が加わりまして、9 万 2,000 世帯という形で考えてございます。さらに個人収支集計体系につきましては、前回から若干増えまして、900 世帯という形で考えているところでございます。

資料 3 の方に戻らせていただきまして、3 ページ目でございます。更なる改善の余地ということですのでいただいております。観念的には更に向上する余地はないとは言えないと考えてございます。将来的にもいろいろなことが考えられると思っておりますが、現在のリソース、予算や人的なリソース考えますと、現実的にはこれ以上はなかなか厳しくて、現状としては最善の対応になっていると考えているところでございます。将来につながる手だてにもなり得ていると、今回の見直し内容については考えてございまして、今度のその調査の実施状況、調査結果も踏まえながら、引き続き改善に努めていきたいと考えてございます。

アにつきましては説明以上でございます。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見のある方はよろしくお願いたします。かなり情報量が最初から多いのですけれども、いかがでしょうか。

○重川専門委員 1 点少し確認をさせていただいてよろしいですか。資料 3 の参考のとこ

ろの3ページ目の、記入依頼世帯数・当初抽出世帯割合の推移の図について、確認をさせていただきます。

左側の方の図ですが、記入依頼をした世帯数と書かれているのですが、これはつまり、アタックできて、そこをお願いをした中でというように考えていいか、それともアタックそのものは、特に単身世帯の場合ですと、なかなか訪問しても相手に会うことができないということ、それも含めてのことと考えてよいでしょうか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 それも含めてです。

○重川専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 いかがですか。川口専門委員、お願いします。

○川口専門委員 統計委員会の本委員会の方でも指摘があったようなのですが、やはり、耐久消費財の消費の把握というのは、もちろん回答者負担が重たいというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、ほかの統計等を通じて、耐久消費財の消費の把握は重要であることには変化はないわけで、その耐久消費財について、ほかの統計調査などで十分に把握していくような、そういう手当というところを考えていらっしゃるようでしたら、教えていただけるとありがたいのですが。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 耐久消費財につきましては、次回でお時間を御用意されているというように聞いてございますが、先ほどもございましたが、内閣府の消費動向調査で、全て同じというわけではございませんが、むしろそちらの方が実態的にはよく使われているというところがございます。また、耐久消費財の調査につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろなものとのバランスで実は成り立っているのです。この復活があると、その他の何かを失わないといけないということもございますことは、御留意いただければと考えてございます。

○白波瀬部会長 今、実施者の方からありましたけれども、耐久消費財の項目につきましては、まず統計委員会でも出ておりますし、少し慎重に議論をさせていただきたいので、次回少し時間をとって、議論を深めていきたいと思っております。ありがとうございます。

いかがでしょうか。西郷委員、お願いします。

○西郷委員 ロングフォームとショートフォームの関係というか、それを集計のときにどう使うかという話は、もしかしたら集計の議論というのは後であるのですか。

○白波瀬部会長 はい。そうですけれど、どうぞ。

○西郷委員 これ、形としてはショートフォームで行われている質問は、全部ロングフォームの方に含まれているという包含関係ですね。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうです、はい。

○西郷委員 そうすると、ショートフォームの方で調べている項目と、ロングフォームの方でしか聞いてない項目というのを集計するときに、ショートフォームの情報を生かして集計するといったような技術も一応は開発されているというか、昔からよく知られている方法で、二層抽出とか二重抽出とかいうような、まさにその形になっているので、そうすると、例えば家計総合集計体系の方ですか、先ほど4万8,000世帯で集計するというようなイメージでお話をなさっていましたが、それに簡易調査しかやらない4万4,000

世帯の情報も使って、4万8,000世帯で集計するよりは、より精度の高い集計など可能なのですが、そのような集計というのは検討されているのかどうかということ。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 統計の出し方、いろいろ検討の余地があるとまだ思っています。基本的には、この赤と緑、別々に、集計値としては、赤の方は主に各月の家計収支、消費支出を中心に出していくもの、それと緑の方は年間収入の額、もしくは可処分所得の推計額、さらには資産現在高、負債現在高を出していくものでございまして、全てをクロスさせるとなりますと、赤の形になってくるということを考えてございます。先ほどのとおり、ロングとショートの中で過不足関係ですが、この水色と青の部分、世帯票と年収・貯蓄等調査票には過不足がありませんで、もちろん未回答というところがあって、欠損問題が出てくると思いますが、調査事項として欠落というものはございません。ありますのはこの赤の家計のところの消費支出でございまして、私どもはこの4万4,000世帯を加えた9万2,000世帯規模の擬似的な家計収支の推計値というのものも、あり得ると思うのですが、公的統計として出していくのに適当かどうかというのは、やや疑問もあるところございまして、調査研究的にはそういったところも可能性は十分広がると考えているところでございます。

○西郷委員 分かりました。現時点では結構です。

○白波瀬部会長 すみません、現時点でということの後ほど。多分、今の議論はかなりの改変が現時点で行われますので、過去との関係も含めまして議論があると思いますけれども、いかがですか、嶋崎委員ありますか。

○嶋崎委員 大変難しいトレードオフの状況の中で、新しい体系を整えるということで、提案の内容を何とか理解しているところです。他方で、細かなことかもしれませんが、タイトルについてです。だんだんと全国消費実態調査というタイトルから遠くなってきているような印象を持ちます。そのあたりも、この部会のどこかで検討していただければと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 諮問のときにも御説明申し上げましたが、確かに今回大規模な改変になりますので、一連の議論が終わった後に、現在の名称や、調査の体系、基幹統計を中心とした調査の体系的整備のあるべき姿という議論もさせていただきたいと思っております。その前提として、まずは、調査の中身を固めた上で、このような姿に変わるなら、という形で御審議いただければと考えております。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 今の御意見は、消費と付きながら消費が小さいのでは、資産とか世帯の変動というのがあるという御意見なのですけれど、いずれにいたしましてもまた後ほど。ありがとうございます。

重川専門委員、お願いいたします。

○重川専門委員 全体的に大変なので、少しずつ負担軽減するという話は分かっているのですが、3か月から2か月、確かに3分の2になりますので、非常に負担軽減されると思うのですが、9、10、11月でもともと、あまり大きなトピックスがないようなところを選んでいるとはいえ、やはり少し季節の問題ですとか、そのようなことで変化する

ことと、あと来年度はちょうど、まだ確定ではないですけれども、消費税が上がるかもしれないところを挟んでとなりますので、このあたりの検討はどのような形でなされているのかお伺いできればと思います。

○白波瀬部会長 では、もう少し個別のところ、今の点、大変重要でございまして、皆様、多分そのあたりが疑問に思われていることもあるので、後ほど詳しく御回答いただくような形で、説明をよろしく願いいたします。

あとはいかがでしょうか。ではとりあえず現時点までということでは、基本的な方向性なのですけれども、御了解いただいたということでもよろしいでしょうか。西郷委員どうですか、もう少しいきますか。

○西郷委員 いやいや、いいです。後で結構です。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 集計も後でよろしいでしょうか。

○西郷委員 集計のところ結構です。

○白波瀬部会長 すみません、今回、中身がいろいろあって、最初から順番にといったら、多分全体などで終わりそうにはないというところもあり、構造的には、最初に全体、また戻って、個別にこういう形になりますから、今回、全体でオーケーといった後で何も言えないとか、そういうことでは全然なくて、一応この時点で御了解ということですので、元に戻っていただいて、個別の事例のところもありますし、今、集計のところもありましたけれども、西郷委員のところ、全体構造というのは関連しているのですけれども、これもやはり、出口のところと関係して、入り口のところも検討しなくてはいけないということがありますので、とにかく進ませていただいて、ということでもよろしいですかね。では、ここで御了解などという言葉は言わないようにしましょう。

では、次に進ませていただきたいと思います。審査メモの3ページ、「イ 報告者数及び選定方法の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、審査メモの3ページでございますが、若干、報告者数の話は先ほども少し出ておりますけれども、ここで報告者数と選定方法の見直しについて、御議論していただければと思います。

甲調査、乙調査の報告者数の見直しの内容につきましては、こちらの表2-1、2-2を御覧いただきたいと思います。まず、甲調査の報告者数につきましては、これまで約5万6,400世帯、うち単身世帯4,700世帯としておりましたが、見直し後は、基本調査で約4万世帯、うち単身世帯を6,700世帯。簡易調査では約4万4,000世帯、うち単身世帯を7,300世帯、両方合わせて8万4,000世帯、うち単身世帯を約1万4,000世帯として、報告者数を大幅に拡大する計画でございます。この拡大に向けては、表2-1の選定方法に示すとおり、基本的な標本設計は維持しつつ、1調査単位区から選定する単身世帯と二人以上世帯の配分を見直すこととしております。また、今回新設する家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査対象世帯約9,000世帯の一部、約6,000世帯を対象として調査を実施することとしております。

これらの見直しについては、調査対象世帯数を拡大することによって、本調査の結果精度を向上させるための措置であり、おおむね適当と考えられますが、見直しによる結果精

度の向上の効果とか、実施機関における負担軽減などの観点から、論点を提示させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。では、各論点に対する回答について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 それでは、私どもの説明資料、資料3の3ページを御覧いただければと思います。中ほどからイの「報告者数及び選定方法の見直し」とございまして、最初にいただいておりますのが、甲調査、市町村が実施します調査の見直しでございまして、その標本設計について御質問を頂戴してございます。

今回の見直しでございまして、先ほど申し上げましたように、二人以上の世帯から単身世帯も含めた総世帯に統計対象の重点を置かないといけないということがございまして、総世帯で見た家計簿調査の結果精度を前回の2014年調査と同等としつつ、一方で資産項目、それから貧困率の算定にも使われます所得項目の結果精度を向上させることを目標に標本設計を行ってまいりました。標本配分のリソースにつきましては、相対的に手厚さがございました二人以上の世帯の家計簿調査から基本的には持ってきてございまして、調査期間を3カ月から2カ月に短縮、調査単位区あたりの調査世帯数を11世帯から10世帯に縮小することによりまして、そういった標本の設計をしてございます。

また、全国消費実態調査でございまして、中ほどの「また」以下に書いてございまして、都道府県などの地域における家計実態を明らかにすることを目標として標本設計をしているものでございまして、御質問で頂戴しております家計調査との差異でございまして、次のページに飛ばさせていただきますが、4ページの上の方に家計調査との差異とございます。家計調査は全国それから10地方の結果精度を担保することを目標に標本設計を行ってございまして、標本抽出の仕方も基本的に家計調査は層化3段抽出で、全国から168町村、市町村を抽出しまして、そこから約9,000世帯を抽出するというやり方をとってございます。全国消費実態調査につきましては、市部については全て調査対象としてございまして、その部分については層化2段という形、郡部については層化3段という形になってございます。793ございまして全ての市を調査するとともに、215のかなり大規模な数の町村から世帯を抽出するというやり方にしてございます。

それから4ページの中ほどで、論点の2番目でございまして、調査単位区の抽出について御質問を頂戴してございます。全国の調査単位区数につきましては、先ほどもございましたけれども、基本調査が3,328の調査単位区、簡易調査が3,638の調査区を抽出してございます。抽出の仕方でもございますけれども、基本調査と簡易調査、この2つを調査単位区としましては一對の組といたしまして、かつ所定の距離内であるということを前提に、一對の組として国勢調査の調査区から所定数、無作為抽出を行ってございます。無作為抽出することによりまして、結果の偏りについては基本的に抑制されると考えてございます。

次の、4ページの下、3点目の論点、設計の効果でございまして、この見直しによってどのような効果があるかということでございまして、こちらにつきましては、まさに資産項目の分散が大きいので、標本を拡大することによって、消費支出の精度を維持しつ

つ、資産の結果精度を確保するという考え方で、5ページにその点を記載させていただいております。5ページを御覧いただきますと、家計簿調査世帯数を抑制しながら資産項目の調査世帯を拡充することで、全体の報告者の負担も抑制しながら、消費、それから資産ともに結果精度を確保していこうと考えているところでございます。それから先ほど、基本調査と簡易調査の調査単位区を所定内の距離数で対の組にするということを申し上げさせていただきましたが、こうすることによりまして、本来別々の調査で、調査員をそれぞれ張り付けていくということを考えないといけないわけなのですが、近くに拡大する簡易調査の調査区がございますので、市町村によっては基本調査と簡易調査の調査員を兼任することができるような、物理的にもそういうことがやりやすい形に配慮しているところでございます。このようなことが実査の中での事務の円滑な遂行や負担軽減にもつながるのではないかと考えるところでございます。

それから次に、5ページ目の中ほど、枠囲みございますが、bといたしまして乙調査、こちらは都道府県に実施いただいている調査でございますが、そちらの見直し、その中で家計調査の特別調査を行う、新設部分について御質問をいただいております。どのような形で調査を行うのかということですが、こちらは先ほど見ていただきました参考の最後のページ、7ページを御覧いただきますと全体像がよく分かるかと思えます。家計調査から個人収支状況調査の調査世帯、それから特別調査の調査世帯を選定するわけなのですが、御承知のところかと思えますが、家計調査はローテーション・サンプリングによりまして、毎月6分の1ずつ調査世帯を変えていくと。で、6カ月間、調査世帯には家計簿を記入していただくということで、6つのグループがあります。ここで、個人収支状況調査は、全国消費実態調査の調査期間であります10月、11月に、家計調査がその前月で終わっている世帯を、これは前回もそうなのですけれども、家計調査が無事終わった世帯の中から、次の月もお願いさせていただきまして、個人収支状況調査に御回答をいただく世帯を、この中から選定するというやり方をとってございます。それから、家計調査世帯の特別調査につきましては、残る6分の4、9,000世帯の中での6分の4という形になりまして、約6,000世帯となってまいります。ちょうど家計調査を行っている最終の月の世帯から調査が始まって2カ月目となっているような月、調査開始で申し上げますと6月開始の世帯から9月開始の世帯に対しまして、特別調査を実施するという設計をしているところでございます。こうすることによりまして、家計調査に影響というのものない、もしくは少ないという状況にもなってくるかと考えてございます。

こちらについて、説明資料の6ページに行かせていただきまして、家計調査結果に影響を及ぼさないという措置ということで書いてございますが、先ほどのとおり、個人収支状況調査は、家計調査が終わったところに行ってしまうので、家計調査には影響しない設計となっております。それから特別調査につきましては、主に年間収入で内訳がとれていないものをもっていくという形にしてございます。それから世帯票で今回新設しました就業時間や学歴といったものをもっていくことになってございますが、時期的には家計調査の世帯票や年間収入調査票、それから場合によっては貯蓄票も終わっている世帯になっていきますので、基本的には家計調査にはあまり影響はしないよう、そのように配慮し

ているところでございます。

最後になりますが、cとしまして、どのような効果を想定しているのかということをごさいます、回答させていただいてございますが、この家計調査世帯の特別調査を行うことによりまして、基本調査の調査世帯数を家計調査から確保するというを、約6,000世帯、その部分の省略ができますし、統計という意味でいけば、統計精度を維持・担保できるという効果があるところがございます。実査機関の負担につきましては、もしこれを基本調査でやるとしますと、新たに調査員を設置して調査世帯を確保しなければいけないということで、かなり大きな負担となってまいります。特別調査を行うことで都道府県にはプラスの負荷がかかってまいります、市町村の負荷の方が圧倒的に大規模ということもございまして、その点、御理解をいただきながら進めていくということで、実査機関総量とすると、全体が軽減されると考えているところがございます。

説明は以上でございます。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。あと、重川専門委員の方からございましたけれども、家計簿の記入期間、3か月から2か月にというところの、実質的にどれぐらい負担が軽減されるのでしょうか、ということと、時期的な、決定ではないとしても、消費税との関係というのはかなり議論されているところなのですけれど、現時点でどのようにお考えですか。

**○阿向統計局統計調査部消費統計課長** 調査事務側の方になりますが、調査員の訪問回数に関しましては、総量としまして約1割減という形になると考えてございます。一方で、一番大きなものは、これは実はオンライン調査とかその後の事務処理の方法論を更に工夫して出てくる要素もございまして、審査はかなり落ちてまいりまして、市町村、それから調査員の審査量というのは約半分ぐらいに、全国規模の総量ではなってくるというように考えているところがございます。

**○白波瀬部会長** よろしいですか、重川専門委員。ではありがとうございます。ただ今までの説明に対しまして、御質問、御意見のある方はよろしく願いいたします。川口専門委員。

**○川口専門委員** 2つ質問がありまして、1つは調査期間の変更による結果への影響でありまして、既存の全国消費実態調査を使って、9月を落としたときにどのぐらい結果が変わるのかということについて、何か調べていることがあれば教えていただきたいということと、あと、各調査区からの抽出数を変えられたということで、二人以上世帯を11世帯から10世帯に減らして、その一方で単身世帯を1世帯から2世帯へと。これは非常に正しい方向の変化だと思うのですが、その実際の単身世帯の増加ということを見ると、この1世帯減らして1世帯増やすという数字のところ、これが適切かということに関しての議論の余地というのはあるのかなと思うのです。2014年調査の結果精度を保つということを目指して標本設計されたということなのですから、この消費の標準誤差を一番小さくするような設計をすると、ひょっとしたら違う答えが出てくるのかなという気もするのです。実際の実行可能性とのバランスということもあると思うので、その辺についてどのような議論がされて、この数字に落ち着いたのかということをお説明いただければありが

たいと思います。

○白波瀬部会長 よろしく願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 最初に、3か月から2か月にするところで、これはどこで見るとかということにもよってまいります、都道府県レベルで0.5ポイント程度、二人以上の世帯は、都道府県レベルで恐らく悪くなるということで、先ほどの参考の2ページ御覧いただければと思います。これ、前回の標準誤差率でございまして、前回のどこと合わせるかという総世帯のレベルを合わせようと考えているということで、二人以上の世帯は正直申しまして精度は落ちる、単身世帯は精度が上がると考えてございます。全国レベルでいくと、推定レベルでございまして、今回の措置で二人以上の世帯は0.4%から0.5%、0.1ポイント精度が落ちることになるかと思ってございます。単身世帯は1.5%から1.0%へ0.5ポイント、精度が高まってくるかなと考えてございます。都道府県レベルでございまして、総世帯レベルはほぼ変わらず、先ほどのおりでございます。0.1ポイント程度は落ちるかなというぐらいで考えておりますが、二人以上の世帯は2.7から3.2と、先ほどのおり0.5ポイント程度落ちるかと思ってございますが、単身世帯は10%から7.1%、その後の情勢の変化によるのでこのおりとはいかないと思いますが、簡易的に計算しますと、3ポイント程度上がるということで考えているところでございます。

なお、目標精度を先にして対象を決めるというやり方が教科書的ではございますが、国の統計調査の場合ですと予算制約もございまして、しかるべきリソースの中で最大限の標本の精度を上げていくというのが、私どもの現実的な対応でございまして、今まで単身世帯と二人以上の世帯と2つに切らせていただいて、それぞれで別々にこの集計をさせていただいたということで、今回単身世帯については、正直、1世帯から2世帯にするのが実査の立場からすると、今のところは限界だろうと考えているところでございます。

○川口専門委員 分かりました。

○西郷委員 すみません、今の川口専門委員の御質問なのですけれども、恐らくサンプルサイズの大小という問題だけじゃなくて、9、10、11月のうちの9月が落ちるとい、その季節性が入るか、入らないかという問題も同時に含んでいたと思うのですけれども。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 かしこまりました。季節性の問題は、先にいただいている質問の中でもございましたが、これはいたし方がないと言いましょか、発生する問題でございまして。これをないように、というのはやはり無理でございまして、9月がやれていないので9月の季節性が抜けるということにはなってまいります。したがって、その部分をどう対応していくかという問題だろうというように考えてございまして、私どもとしましては、1つは過去に遡った2か月での集計というのも提供をやっていくということと、そもそも調査実施時期が月によって常に季節性が変動してまいりますので、将来にわたりまして調査時期が変えられないという問題にもなってまいります。将来のことを考えていきますと、季節性がない、いわゆる年間の推計といったものも、これはまだ研究レベルではございますが、今、大学と共同研究なども進めているところでございまして、可能であれば公表のときに参考値として出せるようにしていきたいと考えているところでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。すごく教科書的に、教科書のものを最初に出して、そこから現実的なところとしてこういう結果に落ちついたという説明だと。もっと説得的というか、時間の問題もありまして、テクニカルなものもあるのですが、一応そういう意味では、既に、何で1世帯が2世帯でとか、季節的に9月を落としたのかというところについての説明というのは、当初はどうなのですかね。1世帯から2世帯にいうところの結論というのは、結局、要するに単身世帯というところをとにかく拡大というのが1つの大枠のところの大使命というのがあって、それで逆向けに総数でという、だから行ったり来たり議論はあったと思うのですが、やはりそこでは一番、ここで一番重要だというように決定されるに至るポイントというのは、どこら辺にありましたか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 私どもは、都道府県の皆様方と市町村の方々に実施をしていただくということで、フィジビリティということはどうしても考えないといけないところで、単身世帯は理論的には1世帯から更に3世帯にして、総世帯、二人以上の世帯、単身世帯の精度全て合わせていくということが、均衡点としてはもともと考えられるというように思っているところなのですが、かといって、1世帯から3世帯に増やせるかという、単身世帯の調査の困難度というのは非常に高いものがございます。現実的にはまずはここからやっていくということかなと考えているということで、そういう意味で、現実的なところを見ているところがございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。実施者の立場から、東京都、神奈川県から、御意見というか御発言、お願いできると幸いです。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 多少感覚的な話となって申し訳ありませんが、単身世帯の確保という点では、大都市部の視点だけでなく、全国レベルで見た場合の地域特性も考えなければいけないと思います。単身世帯で調査世帯を3世帯確保するというのは、地域によっては非常に困難な場合もありますし、それ以外にも、例えば人口密度を考えていただければ、先ほど調査区設定に係る距離要件の話が出ましたが、そもそも2キロ圏内で調査区を設定すること自体が不可能といった自治体もあります。統計精度の向上のため、単身世帯を増やさなければいけないという命題と、ただ今申し上げたような様々な制約との間でいかにバランスいかなければいけないかといったことが、先ほどの阿向課長の趣旨であったと感じております。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県片岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。初めての発言ですので、地方の実情といいますか全体的な話をまず申し上げさせていただきたいのですが、実査を担う地方としましては、きちんとした調査結果を国に提出させていただくというのが使命だと考えております。これが基本だと思っております。ただ、いろいろ、昨年来、今回のこの全国消費実態調査の実施の案、方向性などを国から御説明いただいている、大変危惧しているところがございます、少しそういうことを申し上げさせていただきたいと思っております。

前回調査の2014年の実施状況報告というものがございまして、これは実際に調査をやった市町村、都道府県調査員などから意見を集めて集約したものでございます。その実施状況報告の都道府県の意見の中には、この調査は、収入支出など、家計に最も踏み込んだ調

査であり、対象世帯や調査員の負担が大きくなっている、調査方法等を含め抜本的な見直しの時期にあると考えられるというような意見とか、それから、現状の調査方法は、世帯調査員、市町村職員にとって負担が大きく、廃止を含めた抜本的な変更が必要であるというような、統計ユーザーの方々の皆様のことを考えると、廃止ということはあるまいと思っておりますけれども、他の統計調査と比べまして困難度が非常に高いということは事実だと考えております。それは、都道府県だけじゃなくて、市町村、調査員共通の認識だと思っております。

私も今、家計調査を担当しているのですけれども、ほかにも調査をやっております、それらの調査は月末時点で人数を報告してくださいとか、金額を報告してくださいとか、そういう調査になっております、あついいですよ、というような展開になりやすいのです。けれども、家計調査ですと、6か月間毎日、何を買ったか記入してもらいますということで、非常に、これ依頼するのが難しいという状況がございます。ほかの統計調査の調査員に比べて、家計調査の調査員って、私から言うのも何ですがエース級の人材といえますか、とにかく記入依頼が大変なのです。この家計簿を記入してくださいと頼みに行くときに、どのぐらい時間を要するかというと、大体玄関先でかなり端折っても15分ぐらいかかってしまう。そういうようなお願いをやって、何とか記入してもらおう人へやっておりますというような状況なのです。

昨年、消費統計課からいただいた案ですと、まず単身世帯って、先ほどもなかなか会えないというお話が出ていましたけれども、単身世帯を増やすというような案になっているとか、それから家計簿を記入していただくということになったとしても、年間収入とか貯蓄等調査票というのは、家計簿を記入する人でもこれは出さないというような人がいる。皆様、御自分のこと考えていただければ分かると思うのですけれども、こういうものはなかなか出したくないですよ。それをお願いしているということで、統計調査結果を利用する側の皆様のことを考えると、その資産の把握というのは大事だというのは、それは分かっているのです。分かっているながらも、これ増やして大丈夫なのだろうかというような感想を持ったり、あとは学歴とか就業時間、これは消費と関係ないのではないのかというような意見が、市町村や調査員からも出たりしたのですが、これも追加されるようなことになっていて、こういう増加・追加ばかりでは、我々、調査を担う立場としては、とても、これは担い切れませんよというようなお話を、相当させていただいています。

恐らく、こういう案を市町村の調査員に示しても、市町村はまさに法律上の義務がありますからやらざるを得ないと思うのですけれども、調査員は引き受けないという自由があるので、もうそんな難しいのはやりませんよというような話になりかねないという、これが一番心配してきたところなのです。それをかなり要望させていただきまして、この資料の中だけじゃなくて、あとはいろいろな細かな問題があるのですけれども、そういったこともいろいろ御検討いただいて、何とかこれだったら、というような形ではまとまってきたのではないかと考えているのです。今後も具体的な中身で、調査のやり方の問題なので、すごく細かな話なのですけれども、そういったことは、こうすればもっと負担が軽くなるのではないかとというようなことは、今後も申し上げていきたいとそのよ

うに考えております。

すみません、長くなりまして。以上です。

**○白波瀬部会長** 大変ありがとうございました。貴重な御意見をありがとうございます。それぞれの立場で、とかく研究者は頭でっかちになってこれもあれもというのですけれども、その中で、実施者の方としても、現場の方々の御意見を反映しつつ、ただ繰り返すけれども、そのために現場の方を犠牲にするというわけではないのですけれども、やはり大変貴重な統計データでございます。これだけの、やり方についても本当に今、世界的に見ても極めて珍しいというか、それなりの蓄積があったところで、そこの中で現場の皆様の声も適宜真摯に受け取らせていただきながら、何とかやはりエビデンススペースということになりますと、基本的には知られたくないだろうなという情報をしっかりとってエビデンスしていけないと政策が進んでいけないという状況もございまして、やり方も含めまして、そういう意味では、今回かなり抜本的な変更というのを出してきていただいているという分については、それなりの御理解もいただけると大変幸いです。貴重な御意見ありがとうございます。

何かありますでしょうか。

**○重川専門委員** すみません、ここで御質問するのは、もう少し細かい話なので後の方になるのかもしれないのですけれども、家計調査世帯特別調査の実施時期について、資料3の参考の最後のページで絵を作っていたいただいて説明いただいたのですけれども、実施時期としては最後のところに当たるという話だったのですが、家計調査で収入あるいは世帯について聞くのは、わりと最初あるいは途中の段階になっているように思うのですが、そうすると2回同じような内容を聞くような設計になっているのか、それとも最後のところでまとめて家計調査で使うものも尋ねるといような形になっているのでしょうか。

**○阿向統計局統計調査部消費統計課長** 家計調査の調査スケジュールは同じでございますので、追加して聞くと。同じものはございませぬということになります。1枚調査票がこの時期の世帯におかれましては増えるという形になります。このような点は都道府県の皆様方もかなり懸念されていらっしゃるでもございまして、これから私どももよりお受けいただきやすい形での調査方法を県の皆様方と相談しながらやっていくということになります。

**○重川専門委員** 重複はないということですね。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。ほかにいかがですか、これまでのところで。よろしいですか。内容的にもう既に、例えば調査期間の短縮云々というのは後の方でとか、一応デザインはされているのですけれども、委員の方々の御質問があれば適宜対応させていただいて、あとまた少し重なる場合は簡単という形で進めたいと思いますので、説明者の方、よろしく願いいたします。

よろしいですか。では次に進みます。この時点でどうのという結論をとというようなことには内容的にも難しいので、そういう承認を確認しなければいけないときはやりますけれども、取り急ぎ、次の事項に進めさせていただきたいと思います。

では次に、審査メモ5ページ、「ウ 調査事項の変更」についてでございます。今回、全

国消費実態調査の調査事項については、大幅な変更が計画されており、また、家計調査の結果を全国消費実態調査の集計に活用するため、全国消費実態調査の調査事項の見直しに合わせて、家計調査の調査事項についても見直すことが計画されています。したがって、本項目の審議におきましては、審査メモ 13 ページ、「(2) 家計調査の変更内容」にも関係しますので、適宜 13 ページの家計調査の変更内容と併せて審議を行いたいと思います。

なお、今回、調査事項の変更では、関係する 3 種類の調査票に係る変更内容が多岐に及びますため、事務局及び調査実施者の説明の後の審議については、4 つの論点を、まず全体及び家計簿、世帯票、そして、最後に d とあります年収・貯蓄等調査票のいわゆる 2 つに分けて審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では始めに、5 ページ「(ア) 基本調査及び簡易調査における調査事項の見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

**○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、資料 2 の審査メモの 5 ページ、御覧いただきたいと思います。調査事項の変更につきましては、今回、(ア) として、「基本調査、簡易調査における調査事項の見直し」。7 ページ目に (イ) として、「新設される家計調査世帯特別調査の調査事項」。それと 9 ページの (ウ) の「耐久財等調査票等の廃止」と、こういう項目で立てさせていただいております。

まず、(ア) の「基本調査及び簡易調査における調査事項の見直し」について、説明させていただきたいと思います。まず、甲調査の変更後の基本調査及び簡易調査において使用する調査票の調査事項の変更についてでございます。2 ページ目でも表 1-1 で説明しておりますが、基本調査では、家計簿、世帯票、年収・貯蓄等調査票の 3 種類を使用し、簡易調査では家計簿を除いた世帯票、年収・貯蓄等調査票の 2 種類を使用することとしております。これらの調査票における調査事項については、課題の 1 つでございます、報告者負担の軽減、これを勘案しつつ、社会経済情勢の変化とか利用者ニーズに対応するための変更を行うものであり、おおむね適当と考えられますが、見直しの背景事情とか、見直しによる効果などの観点から論点を提示させていただいております。

論点としては、先ほど部会長からも御説明ございましたが、a の全体、あと b の家計簿としての論点、c の世帯票、それと d の年収・貯蓄等調査票、こちらのそれぞれについて論点を示させていただいております。それで、調査事項全体の見直し状況については、こちらのメモの 17 ページの別表を御覧いただきたいと思います。こちらに、家計簿と世帯票と年収・貯蓄等調査票、それぞれにつきまして、具体的変更内容と変更理由、おおよそ 6 つぐらいの変更理由にまとまるというように考えておりますけれども、それがどのように、家計簿の変更でどの理由が当てはまるかというのを表にしたものでございます。

一応、事務局からの説明は以上でございます。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。では、実施者の方から説明をよろしくお願いいたします。

**○阿向統計局統計調査部消費統計課長** それでは説明申し上げます。私どもの説明資料、資料 3 のページで申しますと 6 ページ後段からになります。調査票の中身に入ってまい

ります。こちらの資料1-2の別添1、基幹統計調査の変更について（申請）ということで、私どもから変更申請を出させていただいております、全国消費実態調査分の資料をお出しいただければと思います。

まず、資料3の6ページから申し上げさせていただきますが、全体方針としては、政策上、それから国際比較もこの統計は出てまいりますので、そういう観点から追加が要請されているものについては新しく追加することで対応を考えてございます。他方で、どんどん増えていく形になって負担も大きくなってまいりますので、先ほどの課題認識に基づきまして、必要性が薄れてきているものを中心に、場合によりましては全体のバランスを考えて廃止ということも行ってきているところでございます。

それでは資料3のページをめくっていただきまして、家計簿から変更内容の主だったところにつきまして説明申し上げたいと思います。7ページに家計簿の主な変更点を7点、記入方法、様式等、併せて記載してございます。こちらについては2014年調査で、家計調査でもそうなのですが、勤労者世帯と無職世帯が収入を記入し、自営業の世帯は収入を記入していないのですが、これを今度の調査では全ての世帯で記入するという、これは記入方法の話になります。様式ではございません。現物につきましては、記入廃止ということでございます。こちら様式の関係になりますが、口座への入金、現金収入、預貯金引出・預入の関係の様式の変更をしております。品目と記載しているのは記入の仕方のお話でございます。それから用途、これも記入の仕方のものでございます。支払方法については、様式に関係してくるところでもございまして、最後、ポイントカードやクーポン券を使用した場合、主に記入の仕方、様式を含めまして7点、変更を入れてございます。

最初の収入につきましては、次の8ページに記載させていただいておりますが、やり方を2つ分けておりますと、調査の現場でも手戻りなんかも発生しまして、場合によっては調査世帯とのあつれきも生じかねない問題にもなりますので、調査方法は世帯区分にかかわらず共通化するという形をとっております。統計ももちろんこれで可能性が広がることにもなりますので、このような変更を記載してございます。世帯区分によって記入要否を変えるということではなく、全て同じ取扱いで家計簿に御記入をいただくというやり方にしてございます。なお、今まで記入いただかなくて良かったところ、法人経営を除いた勤労、無職世帯以外は約1割ということでございまして、1割の世帯に関係してくるということになります。

それから8ページ、続いて現物でございますが、これは一昨年、この部会審議で整理いただいた家計調査の改正と同等のものでございまして、これを踏まえた改正でございます。説明につきましては、時間の関係もございまして割愛させていただければと思います。

次のページに入らせていただきたいと思います。こちら、続いて中ほど、口座入金、それから現金収入、預貯金引出・預入の関係が出てございます。こちら、申請書の方、30ページから新しい家計簿を入れております。御覧いただきますと、これまでの家計簿はこういうものがございませんでした。一昨年の家計調査の御審議いただいて、今年の1月から行っております家計調査から導入しているものでございます。口座の入金が今までは毎日の日々の現金収入扱いのように家計簿に記入していただいていたものを、世帯ごとに収入

も今や銀行口座に振り込まれるのがほとんどですので、口座振込として入金があったものとして記入していただくという欄を新たに設けたところでございます。これが 30 ページ、31 ページ、32 ページ、33 ページと 4 ページ分使って、世帯ごとの口座入金欄を設けると。これは一昨年に整理いただいた家計調査の改正を踏襲しているものでございます。これについては、説明は割愛させていただきたいと思いますが、この 1 月からやっておりますが、効果はしっかりと出てございまして、記入漏れが本当に防止できている家計簿になってまいりました。

続いて、日々の収入と支出のところとしまして、ページを 34 ページ、先ほどの収入欄の次ですね、ローマ数字の 3 と打っているところが、新しい家計簿での日々の収入と支出の欄でございます。もう 1 つ、ページをめくっていただきまして、70 ページを御覧いただきますと、右側に前回の家計簿がございまして、左側に現金収入と現金支出を記入するページ、右側が現金以外の支出について記入するページという構成で前回行っております。今回はそうではなくて、今や現金も、キャッシュレス化も少しずつ進んできまして、支払方法の 1 つになってきているということとか、ポイントなんかも現金とか現金以外関係なく発生する、場合によっては単独で使われるといったようなこととか、それから現金で何か収入を得るということは少なくなってきたということ、見直しましたのが 34 ページ、35 ページでございます。

見ていただきますと、左側現金、右側現金以外ではなくて、現金も含めて、もっと言いますと、ポイントも含めて、支払方法、決済方法の選択肢として一体化させた形で 1 ページ半の行数を用意しているというものでございます。一方で、少なくはなってきたと思いますが、現金収入ということがあり得るわけでございますので、右側のページに支出の終わったところに収入欄というのを御用意しまして、また預貯金引出・預入について、当日幾ら引き出して幾ら預入したかということを入る欄を設けたということでございます。こちらにつきましては、私ども、試験調査も行いましたが、こちらの様式の方が、調査を受けていただく方には好評で、数字自体には影響はなかったものですから、このような見直しを次回の調査で行っていきたくと考えているところでございます。

続きましては、9 ページの下の方、品目とございますが、これは記入の仕方としまして、表章の分類に合わせて、いたずらにあまり詳しく書き過ぎてもプライバシー事項にも入ってまいりますから、淡々とこの商品名を書いていただくという記入方法にしていきたくと考えております。

それから、次の 9 ページの一番下に括弧で用途としてございます。これも記入の仕方としまして、これまでは自家用か自家用以外であるか、この用途を分類するために、商品名、品名のところに誰かに送る物だとか、いろいろなそういうことを商品名に書いていただいたわけなのですが、今回はどうするかと申しますと、「自家用以外」という欄を設けて、もし自分たち以外の世帯で使うのであればその欄に丸付けてくださいというような形で記入の仕方をより簡略化といたしまししょうか、やりやすいやり方に変えてまいります。

それから 10 ページにまいりまして、支払方法、ポイントカードやクーポン券を使用した

場合とございますが、これは先ほどのとおりでございます。支出方法、支払方法の選択肢の中にクレジットカード以外にも現金、ポイントといったようなものを増やしてございます。また、家計調査のときに整理いただいた電子マネーのプリペイド、ポストペイ、さらには商品カード、デビットカード、口座間振込といった形で、これも家計調査と整合性ある形で選択肢を整理しているというところでございます。

それから10ページの中ほどに、cとしまして、他の調査票や家計調査の家計簿との整合性について御質問を頂戴してございますが、こちら、もちろん支障はなくて、特に家計調査とは支払方法の区分を同一にしてございます。今回は、クレジットカードと電子マネー、電子マネーもポストペイとプリペイドがない状況でございましたので、非常に充実してかつ整合性がある形になっていると考えてございます。

それから次の論点の方に、次のページめくっていただきまして、11ページでございます。世帯票の方に移らせていただきたいと思っております。世帯票は別添1の申請書の53ページ、54ページで、表裏1枚で構成してございます。まず、追加の話でございますが、「ふだんの1週間の就業時間」を追加しました。申請書の新旧で申しますと、82ページを見ていただきますと、この就業時間のところを拡大した部分が出てまいります。これは今までなかったものでございますが、働き方改革ということもございます。雇用形態だけではなくて、就業時間と家計の関係をセットで見られるように、これまで勤労者かどうかとかいうことで見ておりましたが、それだけではなくて、どれくらい働いていらっしゃるのか、休業しているのかどうか、このようなところを、労働状態と家計収支、資産、負債の状態を明らかにするというところで追加をしてございます。

それから申請書の83ページになりますが、こちらは世帯員の学歴の追加でございます。これまでも就学状況にある、今、在学中の方については、在学中の学校を選択していただいておりますが、既卒の方、卒業されている方については、最終学歴が何であるのかというのを聞く調査票としてございます。これも一昨年の家計調査の御審議のときに、宿題として、検討の課題として頂戴したものでございまして、OECDでも諸外国でも取り扱っている事項でもございますが、世帯間の経済状況との関連性を分析する1つの大きな属性として、新たに学歴を追加したというものでございます。

それから申請書で申しますと、ページをめくっていただきまして101ページになりますけれども、毎月の住宅ローンの返済額というのを追加してございます。こちらについては、消費支出項目の支出金額の階級別、それから住宅ローンの返済額階級別の世帯分布というのを集計して出してございます。基本調査については、家計簿と整合チェックをしまして、より正確性を高めるという観点からも極めて有効なものだと考えてございます。簡易調査におきましては、先ほど申しました集計値を出すだけではなくて、記入内容の整合性審査にも使えるものだと考えてございます。そういう観点から、集計それから審査、両面から追加しているというものでございます。

次の12ページに移らせていただきます。もちろんその他に幾つかございますが、ここで頂戴しております廃止の例の、特に育児休業取得の有無、それから介護をしている状況、このようなものの廃止ということについての説明でございまして、また、利用件数とか二

次利用の申請件数の状況についても御質問いただいております。まず育児休業取得の有無でございます。こちらは、この12ページに記載してございますとおり、前回調査で育児休業と家計との関係性を捉えるという観点で入れたところではございますが、調査期間中に育児休業を取得されている標本というのはかなり小さくなりまして、誤差も含めてかなり精度的にも厳しいものがございます。行政利用でも実際的にはそういった形での利用実績はないと。さらに考えてまいりますと、この全国消費実態調査が育児休業取得状況を調査する調査ではなくて、育児にある状態の御家庭においてどのような家計状況になるのか、労働状況はどういう状況になるのかということで考えることが重要だということで思いまして、先ほど申し上げましたが、育児状態は世帯の世帯員の年齢構成で分かります。これと、就業状況、就業時間見ていただきますと、どれくらい世帯主、それから配偶者が働いていらっしゃるのか、休業というのも回答の選択肢に入っていますので、このようなところで十分代替できると思いますし、また、休業状態は育児休業だけではなくて、介護、その他いろいろな理由があります。そういったものを含めて捉えることができるように、先ほどのとおり就業時間を入れてございますので、ここでの育児休業取得の有無については、削除という形で整理をさせていただきました。

介護している状況につきましては、設問では、介護しているか、していないかの有無を記入いただいているのですが、これはあくまでも主観でございまして、どの程度やっているのかとか、介護をしている相手方がどういう距離感のところはどういう状態でいらっしゃるのかが全く分からない状況の中での統計でございまして、家計収支との関係の分析は、なかなか不明瞭な点が多くて、行政機関での施策利用というのは全くございません。このような中で、調査票としましては、要介護、それから要支援認定者の有無ということで、その世帯に介護を必要とする方が何人いらっしゃるのかということ、人数を含めて聞く形にしてございますので、これに集約いたしまして、今回、介護をしている状況の有無については、削除という形をとらせていただいているところでございます。なお、利用状況でございますが、一般的にはこの全国消費実態調査の統計表は3,000件程度、普通でも500件程度の利用がされておりますが、私ども統計局の利用を含めて百何十件という形でございますので、利用状況としてはかなり少ないというように思っております。また、二次利用におきましても、多変量解析のときの変数として選ばれるということもございまして、これを集計目的とした利用申請というのは見られないところでございます。

次に行かせていただきまして、12ページのcでございまして、単身世帯の形態、住居の延べ床面積等について、やや記入の仕方を変更してございます。申請書で申し上げさせていただきますと、少しページが戻りますけれども、91ページに単身世帯の形態がございまして、従前は、単身世帯については「単身赴任」、「出稼ぎ」、「その他」と3タイプから選んでいただいておりますが、今回、「単身赴任」と「出稼ぎ」を統合させていただいております。こちらにつきましては、一昨年の家計調査の改正に合わせているものでございます。実際的にも出稼ぎというのは、この調査時期、少なくなりますので、表章する理由もほぼないと考えてございます。

次のページに行きまして、住居の延べ床面積等となってございますが、申請書の92ペー

ジをめぐっていただきますと「現住居の床面積」、それから1枚めぐっていただきますと94ページが「敷地面積」、それからそのほかにも99ページとか100ページで、現住居以外の「住宅の床面積」と「敷地面積」を聞いてございますが、いずれも今まで小数第一位まで平米単位で聞いていたのですが、小数第一位まではいらないだろうということで、整数値で聞くというような変更でございます。

13ページの中ほど、年収・貯蓄等調査票に移らせていただきたいと思います。年収・貯蓄等調査票につきましては、申請書の104ページ、ページがあちらこちらに行きまして大変恐縮でございますが、めぐっていただきますと分かりやすいかと思います。104ページに前回と今回の比較をしたものがございます。今回の見直しは、国際比較の観点が主な見直しの視点でございます。まず1つは、公的年金・恩給というのはこれまで調べてございましたが、それ以外の社会保障給付金については全部が「その他の年間収入」に入り込んでおりましたので、ここを切り出しまして、「社会保障給付金」というのを公的年金・恩給以外ということで1本独立して立てている、新設したというものでございます。それから、これまで個人年金と企業年金がセットになってございましたけれども、これを分割したという形にしてございます。さらに、仕送り金につきまして、仕送り金は年間収入の中で一旦もらうものとしてございますが、今回はもらう側だけではなくて、仕送りをした額も併せて調査事項としてございまして、1本仕送り金だけを独立して設けている形にしてございます。こうすることで、国際比較の可処分所得の計算なども推計できると考えているところでございます。

続きまして貯蓄の方でございますが、申請書の106ページでございます。こちらに、貯蓄現在高に係ります新旧対照表を付けてございます。まず1点目でございますが、こちらでも国際比較の観点、それから国内統計におきます、例えば資金循環統計などの統計間の相互比較性の観点、さらには政策的な観点から、今回「投資信託」を独立して表章可能な集計区分にしてございます。これまでは、株式と投資信託の中の株式投資信託が一緒になっているので、株式自体も分からないという構造になってございましたが、今回は、株式、債券、投資信託ということで、有価証券の内訳を貸付信託とともにそれぞれきちんと出せる形にしたいと考えてございます。

それからもう1つ伺っておりますのが、説明資料14ページの方に移らせていただきます。同じく貯蓄の中では、先ほど分割の話をさせていただいておりますが、統合しているものがございまして、それは預貯金でございます。銀行預貯金なのですが、これまではゆうちょ銀行とそれ以外の金融機関の預金については別立てにしてございました。もともとの郵便局の貯金が、ゆうちょ銀行としているのですけれども、もう既に民営化されまして10年以上が経過してございますし、今回「投資信託」の設問事項を増やしてございますので、この預貯金のところは統合するという形をとらせていただいております。なお、通貨性と定期性は引き続き維持する形としてございます。

長くなりましたが、説明以上でございます。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございました。多岐にわたりますけれども、前半後半と分けるとまた混乱ということなので、御自由に御質問、コメントよろしく願いいたします。

す。個別項目につきまして、全体としては基本的に統計委員会からの課題というのを直接的に受けた形での対応ということになっているかとは思いますが、個別項目のところでの御質問ということになるかなというように予想していますが、いかがでしょうか。嶋崎委員。

○嶋崎委員 資料3の11ページの、今回追加をする世帯表での「1週間の就業時間」の変数です。確認ですけれども、ユージュアルベースの、ふだんの1週間の就業時間ということで尋ねるということで、家計簿等が10月、11月というようなアクチュアルなところをとるのであれば、この該当期の就業時間というようなこととった方が、実際にクロスをするときとで整合性がとれるように考えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 ここは私どもの研究会でも議論があったところがございます。アクチュアルにするかユージュアルにするか、結論から申しますと、今回はユージュアルで考えているところがございます。アクチュアルと申しまして、世帯票を配った時点の1週間と、家計簿とは調査期間の幅がやはり違ってきますし、11月の家計簿も出てまいりますので、全体としまして、社会生活基本調査と同じように、ユージュアル方式を今回とらせていただきました。これは統計の相互比較性のこともあって、国勢調査とか労働力調査に合わせるというのもいろいろ考えた上で、全体がユージュアルで世帯票はとってきているので、この部分をアクチュアルにするとしても、全国消費実態調査としては少し合わないところがあるし、その流れでいきますと、社会生活基本調査などに合わせてユージュアルでとろうという結論に今のところなっているということです。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。あとはいかがでしょうか。西郷委員、何かありますか。

○西郷委員 いえいえ、ほかの方がいっぱいあるのではないかと思います。

○白波瀬部会長 いやいや皆さん、御遠慮なく。それは、どうぞ、ありましたら。川口専門委員、何かありますか。よろしいですか。

○川口専門委員 大丈夫です。

○白波瀬部会長 大丈夫ですか。御遠慮なさらず。

○川口専門委員 じゃあ、すみません。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○川口専門委員 今回、学歴を足していただいたり、社会保障費について別立てで聞いていただくということが追加されたということで、もちろん回答者の方の負担が増える、あるいは実査の負担が増えるという面があると思うのですが、国内的な事情を考えても、学歴ごとに、例えば社会保障の利用については大きな差があることは知られていまして、さらに今後人口が高齢化していくのですけれども、同時に高齢者の学歴構成も変わっていくと。高学歴化が進んでいますので、今後の例えば社会保障の伸びみいたなものを予想するに当たって、こういう学歴別あるいは社会保障の受取額というような情報が追加されるということは、国内的な意味でも政策形成の上で重要な情報になっていくのではないかなというように思っています。コメントです。

○白波瀬部会長 この点につきましては、調査実施者の方で、現場で学歴についての質問

項目については、かなり忌避があるというようなことなのではけれども、ほかの国がどうだから日本はというつもりは全くないのではけれども、やはり政策的な議論も含めまして、日本だけで閉じるわけにはいなくて、学歴を聞く意味というのはやはり1つの極めて有効な代替指標になってくるのです。ですから、そこは就業というのも独立変数にありますけれども、ある程度期間も決まっているという点で、高学歴だからどうのという話ではなくて、それを通して、自分の健康にも気を使う人が多いかしらとか、学歴が低いからそういうことまでは考えられないよね、じゃなくて、やはり低いことに伴う様々な生活上の問題がないかというところの議論が、少し他国のデータも含めてできると強みが増すというか、客観的な主張も強くなっていくということがございます。このあたりは多分研究者自身がもう少し発信して、その有効性というか意味を出さなきゃいけないということももう承知していて、そこは本当に反省なのではけれども、その点、広く御承知いただけますと、大変幸いです。よろしくお願いたします。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 では、いいですか。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 従来から学歴や資産などの情報は、調査客体にとってかなり忌避感が強いもので、なかなかご回答いただけませんし、また、ご回答いただけただとしてもそれがどこまで正確な内容を記入いただいているのかとかといった議論もあったかと思えます。今回、調査内容をいろいろと考えていただく中で、自治体の観点からすれば、調査が困難な項目についてはできれば控えてほしいというのが本音としてあります。ただし、今回いろいろと工夫していただく中で、例えば調査票に、前回あった氏名記入欄をなくして匿名化したり、あるいは勤務先などの表章に当直接影響しない欄を削除したりといったことでかえって調査客体が答えやすくなるということもあるかと思えます。あとは、調査の方法の中でも、郵送ですとかオンライン調査の拡大を図っていく中で、客体の忌避感というのはかなりハードルが下がるのではないかといいるところも、意見として言わせていただいたところです。今回、実際に調査を行ってみて、どの程度回答率が上がるのかどのような有意義なデータがとれるのかというのは、次回の検討材料としてあるのかもしれませんが、いろいろな論点を総体として考える中で、学歴欄の追加については了とすべきではないかと思えます。ただしこれについては私見ですので、自治体の総意という形では考えないでいただければと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただやはり、現場の方々が一番その基礎になってきて、それが統計の質を決めますので、御意見というか実態、この意見交換も是非積極的にしていただいて、我々にもお伝えいただきますと大変ありがたく思います。よろしくお願いたします。あといかがでしょうか、項目について。西郷委員。

○西郷委員 2つございまして、1つは実施者に対する質問で、もう1つは統計委員会全体の課題かなと思っているものがあります。

1つ目は、審査メモでいうと7ページの収入のところを今まで自営業の方は聞いていなかったのを今回から聞くようになったので、これは質問なのですが、私もこのように全員一律で質問した方がよいという意見に賛成なのではけれども、逆に今までそれをしてこな

かったというのは、回答率が必ずしも高くなかったとか、そういう配慮というか考慮というか、そういうものがあつたのだと思うのですけれども、全体の1割というお話でしたけれども、この記入の状況というものに関して、どういう見通しを持っていただいているのかなというのが質問の1点目です。

2点目は、その介護に関してなのですけれども、この調査で介護を調べないというのは、私は賛成です。というのは、ほかにもやっている調査があるわけですよ。ただ、その調査のされ方が調査ごとに目的が違っていたりとか、介護を捉えるのだったら全体どうあるべきで、どこをどういうふうに、どの調査で調べるべきなのかという議論は、多分、統計委員会の方で整理しなくてはいけない事柄で、そういう話し合いというのは今まで多分やってないと思いますので、そういうことを統計委員会の中で話し合うような機会を持った方が良いのではないかとというのが2点目です。

○白波瀬部会長 みんな気が付いているけれど言いたくないのですね。でも貴重な御意見を委員から出していただきましたので、是非、これ1つ、報告をさせていただきたいと思います。はい、実施者の方。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 1点目でございますが、これは家計調査もそうですが、各月の収入ということに関しまして、自営業者について、農林業も含めまして、例えば10月の収入って決まるかということ、実は決まらないというのが実態でございます。結局、売上げの中から必要経費というのを認定して、その部分を差し引いて収入というように見るわけなのですけれども、その部分が年間を通さないとなかなか決まらないというのものもあるし、月次で上がった収入もいつ経費として消えていくか分からないということもあって、収入がとりにくいということに加えて、さらにはそれをその月の額として統計として出すところにどういう意味合いが出てくるかということもあって、場合によっては誤解も招きかねないということもあるかと思います。これまで確定的にその収入が出ている勤労者と無職の年金などの社会保障給付についてはとってきていたということでございます。

ただ、今回は、そういう意味で統計の利用の仕方は、今後も並行しながら考えていかないといけないと思っているのですけれども、公表していくということは1つあるのだと思うのですが、どのような見方をすべきかということ併せて注意しながら示していきたいとは思っております。

取扱いを同じにすることによりまして、いずれにしましても新しく統計が出てくると、さらには現場では混乱を回避することができるという効果があると思っておりますので、このような形で進めていきたいというように思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。私、間違っていたら直してもらいたいのですけれども、政府統計ってやはり非常に縦割りに作られてきた歴史もあって、カテゴリーごとに調査票を用意するみたいなこともやられていた過去もあるやに感じているのですけれども、やはりそこは少々間違っているというか、何を指してということなのですから、やはり標準的なものがあって、というところの方が良いように思うのですけれどもね。ありがとうございます。

あと何かございますか。重川専門委員何か、御専門の。

○重川専門委員 今もう既におっしゃっていただいたような話ですので、何か収入に関しては、今実際どのくらいなのか分かりませんが、トーゴーサンとかクロヨンというような話がありますよね。どのくらい補足がきちんと、御本人たちにもできるのか、最終的にはもちろん実際入ってきたお金からさっきの経費を引いてという話になるのだと思うのですけれども、月々で聞かれたときに、どのくらい安定した数字になるのかなど。これを見ながら私も少し疑問には思っていましたので、でも今おっしゃっていただいて、そもそも集計するところの段階で少し検討されるということですので、理解いたしました。

○白波瀬部会長 そこは多分、集計のところでも詳しくというか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。

○白波瀬部会長 やはりかなり、これだけの変更がありますので、少しそこは時間をとって議論し、またもう一度質問等についても積極的にしていただければありがたいと思います。

○重川専門委員 あともう一点。現物に関しては非常に難しいので削除ということは問題ないと思うのですが、ただ何か1個だけ気になっているのは、例えば農業ではなくても、お米って結構わりとたくさん作っているようにも思います。それはどのくらい、誤差程度のもんかと考えていいのか。つまり、お米を自家生産して自分のうちで使ったりとか、あとは親戚の人からもらったりというのは時々聞いたりする話で、全国的に見ると、多分、東京とか神奈川あたりだとそれほど大きいことにはならないのかもしれないのですが、地域で集計したような場合に、そのことが影響してくるようなことというのはないのかなというの少し心配していますが。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか、実施者側の方。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 自家生産しているものを消費するというのは、特に地方においては消費行動としてよくある話でもありまして、一応私どもは、貨幣経済のところでの消費を見ているのですが、そこに影響はしてくるということだとは思っております。これ自体がやはり調査というのは非常に難しいというのがありまして、家計調査でもこの部分については落ちてもございまして、全国消費実態調査もそれに合わせていくことを考えております。数字的には、二人以上の世帯で消費支出が約29万円に対して、その外として、現物の支出が大体6,000円弱というのがこれまでの結果でございました。これは、平成26年、2014年ですね。前回の状況です。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 米に関しては、農林水産省において、どの程度自家消費に回っているか、縁故米に流れているかなどを把握する、生産者の米穀在庫等調査という調査があったように記憶しているのですが。

○二宮農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付調整第1係長 生産者の米穀在庫等調査もありますし、農業経営統計調査の方でも消費はとっていたかというように思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 米の消費に関しては、大体のデータはあるということかと思えます。

○白波瀬部会長 重川専門委員。

○重川専門委員 農業経営の方の、要するに農家の話は分かるのですが、一般のほかの方々

への、親戚通じてとか、比較的自分のうちで、農業ではないのだけれども、お米ぐらいは作って、というようなケースも結構地方ではあるのかなと思うのですけれど。その辺も補足ができて。

○二宮農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付調整第1係長　そうですね、農家はあります。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　農家以外の把握が十分かという御指摘かと。

○白波瀬部会長　それをどう持ってきているかという、その現物という意味ですよ。確かにまさしく家計の消費ということですけど、かなり限定的ではないのかという見解ですね。東京都どうぞ。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長　補足的しますが、全国消費実態調査の実施に当たり、総務省が各自治体に意見を聴取した資料があり、都道府県を通じて市町村の方にも意見を伺っておりますが、その中の中国地方のある県の方の意見として、先ほど重川委員がおっしゃったようにもらい物とか自家製の製品の記入の廃止について、例えば生産農家とかその近隣においては、自家産品が結構多く出回っているという意見も中にはありますので紹介させていただきます。ただ、それが全部、あまねくそうかというところでもなくて、1つの意見として言っているというところはあるかと思っています。

○白波瀬部会長　何かありますか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長　すみません、家計簿の月々での消費は捉えないのですが、前回もそうなのですけれども、年収・貯蓄等調査票の中で現物消費の見積額というのは一応とってございまして、内訳がないので区分ができないのですけれども、そういうものがあるということで御理解いただければと思います。

○白波瀬部会長　一応ゼロではない、御当人がいらっしゃるといえば少々意見も出ているということなのですけれども、肥後さんどうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長　これは、事務局の質問というよりは、分析者としてのコメントです。現物は確かに調査負荷から考えると、とるのは難しいので廃止。これは、家計調査のときはこれで問題ないのかなと思ったのですが、全国消費実態調査のときにやや気になります。所得水準が低く、生活保護水準レベルにある世帯の場合に、親戚とか知り合いから物をもらって、それで消費バスケットがカバーされているのではないかという論文を、私はどこかで読んだことがあります。そういうものの影響がすごく所得の低いところで出ていないのか。つまり、生活保護の基準を作成する厚生労働省が、生活保護世帯の何を買うのかというリストを作る際に影響が及ばないのであれば、もともとウエートは小さいものですから問題ないのかなと思います。そういう限界的な利用で影響がないかということについては、御確認された方がよいのではないかと思います。

○白波瀬部会長　ありがとうございます。何か、周辺の既存研究も含めまして、基礎資料ももう少し御準備いただけますでしょうか。大変貴重な点だと思います。よろしいでしょうか、ここまでのところ。ありがとうございます。

お時間になりましたので、議論はここまでとさせていただきます。本日の審

議では、今回の見直しとなりました背景の事情や、ここは少し時間をとって丁寧に説明もしていただいたのですけれども、実施者の現状につきまして現場の声も拝聴し、共通認識が得られたというように理解しております。具体的には、調査体系の再編、その背景にある理由ですね。あと、報告者数及び選定方法、ここについては、それぞれ、後ほど個別事項とも関連しているということですのでけれども、御説明をいただきました。そして、調査事項の変更の一部について、今回御説明をいただき、議論をさせていただいたというように思っており、認識しております。

このうち、調査体系の再編、あるいは調査数、報告者数、選定方法、特に単身世帯に注目してということなのですのでけれども、次回以降に予定されています実施時期とか集計事項の審議結果とも関連してまいりますので、現時点でそれは適当か否かという結論は下すことはできません。けれども、大きく、現時点では問題ありという御意見があったというようには考えておりません。特に、再度ここを説明しろというような御意見も現時点ではなかったのですけれども、次回以降も議論を重ねながら、適宜必要であればデータを出していただきたいと思っています。本日の議論、審議の状況としては、私のこのような理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、もし今日の議論につきまして、少し説明が必要だと思いになる方、あるいは意見をもう少し言いたかったのにという方につきましては、10月18日までに、あまり時間がありませんけれども、事務局の方にメールにて御連絡いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、あと、本日配布されております資料3には、次回の部会以降に審議します項目の論点に対する調査実施者の回答等も記載されておりますので、御覧になっていただいて、これらについても、もう少し議論のときにこういうデータが欲しいとか、説明がいただきたいということがありましたら、これにつきましても10月18日までに、事務局に電子メール等で御連絡いただきたいと思っております。

本日の審議の内容につきましては、10月25日水曜日の開催予定であります統計委員会の方に私の方から報告をさせていただきたいと思っております。すみません、私、うまく回せなくて、予定していたものを少し積み残してしまったのですけれども、本日はこれにて閉会にしたいと思っております。

それでは、次回の部会につきまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会でございますが、10月29日月曜日の10時から、こちらの庁舎の6階の特別会議室で開催を予定してございます。また、先ほど部会長からお話がございましたが、追加の御質問やお気付きの点等ございましたら、10月18日木曜日までにメールにより事務局まで御連絡をいただければと考えております。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用いたしますので、御持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて照会させていただきます。こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。活発な御議論、大変ありがとうございました。次回もどうかよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。